

第5章 景観形成の推進方策

1. 景観施策推進の体制

(1) 台東区景観審議会

これまで景観に関わる重要事項を審議するための機関として、学識経験者や区民等によって構成される景観審議会を設置してきました。今後も、本景観審議会を景観計画の運用や変更等に関すること、及び景観施策全般に関わることの審議機関として位置づけていきます。

審議会の組織は、区長が委嘱又は任命する者とし、区の景観まちづくりに専門的な知識を有する学識経験者4名以内、区民2名以内、区議会議員2名以内、区職員2名以内で構成されます。任期は2年とし、再任は妨げないものとします。

■具体的な審議事項

- ① 景観計画の策定及び変更に関すること
- ② 届出に関わる勧告・変更命令に関すること
- ③ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関すること
- ④ 景観法に関する景観協定の認定に関すること
- ⑤ 公共事業景観形成に関すること
- ⑥ その他、良好な景観の形成に関して区長が必要と認めること

(2) 景観アドバイザー

建築行為等の協議、誘導には専門的な経験や知見が必要となることから、本区ではこれまでも専門家からなる景観アドバイザーを設置し、一定規模以上の建築物に対して景観アドバイザー会議における助言を行ってきました。この仕組みを継承・拡大し、今後も事前協議において、専門的な観点からの助言を行う専門組織として活用します。

2. 関係機関等との連携体制

(1) 庁内における連携

景観づくりは幅広い分野にまたがるために、良好な景観形成を推進するにあたっては庁内の各部門が連携して取り組むことが必要です。そのために、庁内で横断的に情報共有ができる仕組みや、連携・協議を行う仕組みを構築していきます。

(2) 東京都や隣接区との連携

骨格となる道路や河川の景観づくり、または眺望景観の保全等の取り組みにおいては、区を超えた広域的な視点で景観を捉え、景観づくりを進める必要があります。広域的な視点を持つ東京都、及び隣接する中央区、文京区、千代田区、墨田区、荒川区との連携を図りながら、区を超えてまとまりを感じられる、効果的な景観づくりを推進していきます。

3. 景観づくり意識向上に向けた取り組み

良好な景観形成のためには、景観づくりに関わる区民・事業者及び区が、果たすべき役割を有していることを認識し、景観づくりの主体として行動していくことが求められます。台東区では、区民・事業者の意識向上を図るために様々な機会を捉えて意識啓発事業を実施してまいります。

(1) 景観ふれあいまつり

平成15年度から区民や事業者の方々に景観まちづくりに関する取り組みを広く知っていただくため、「景観ふれあいまつり」を実施しています。

「思い出をまもり 思い出を生み出す」をテーマに、人々に親しまれ、大切にしたいと思えるようなまちの景観を、守り、つくり、育てることを目指し、啓発事業として、小学3年生まちなみ絵画コンクールや、景観セミナー、シンポジウム等のイベントを毎年開催してきました。これらの事業を今後も継続し、さらなる区民や事業者の方々の意識高揚を図ってまいります。

(2) 表彰制度

景観形成に寄与していると認められる建築物や、景観形成に寄与している団体、活動に対して表彰を行う制度として仕組みです。この仕組みを継承し、今後は継続的な実施を図ることで、景観づくりの普及・啓発を行ってまいります。

(3) その他

景観形成の向上には、区民の景観に対する意識啓発が必要です。台東区ではこれまで「まちづくり大学」や「民間建築物の緑化推進」などを実施し意識啓発に努めてまいりました。この仕組みを継承し、景観づくりの普及・啓発を行ってまいります。